

第7回熱海市伊豆山復興計画検討委員会 議事録

日時：令和4年8月29日(月)
15時～16時45分

場所：熱海市役所第3庁舎

1. 開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第7回熱海市伊豆山復興計画検討委員会を開催します。

(佐藤企画 財政課長) 本日の会議には、報道関係者、傍聴者が入室しますのでご承知おき願います。

開会に当たり、本日の会議資料の確認をさせていただきます。不足がありましたらお知らせください。

資料番号は、それぞれ右上に記載してあります。

まず、本日の会議の「次第」です。

次に、「委員名簿」です。

次に、本日の会議の「座席表」です。

次に、資料1「第6回熱海市伊豆山復興計画検討委員会 議事録」です。

次に、資料2「第6回熱海市伊豆山復興計画検討委員会 意見内容と対応方針(案)」です。

次に、資料3「熱海市復興まちづくり計画(案)」です。

次に、資料4「第3回伊豆山復興まちづくりワークショップかわら版」です。

最後に、追加資料としまして、「警戒区域の解除についての考え方とスケジュールについて」でございます。

本日の会議資料は以上です。何か足りないものがございましたらお申しつけください。

よろしければ、次に、本日の会議の成立についてです。

本日の会議には、委員の全員にご出席いただいておりますので、委員会設置要綱第7条により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、この後の会議の進行は高橋委員長にお願いいたします。

高橋委員長 皆様こんにちは。委員長の高橋です。本日も大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、これまで、大変熱心なご議論と、多くの貴重なご意見を賜り、心より感謝申し上げる次第であります。

さて、本年2月にスタートした本委員会ですが、本日が第7回の開催となります。

第1回委員会の際、事務局から説明がありましたが、本委員会は、市が作成する復興計画の内容に対し、意見を述べることが役割であります。

皆様には、地域や所属団体などの代表として、復興基本計画と復興まちづくり計画に対して、これまでの委員会を通じて多くのご意見をいただきました。前回の委員会でもご案内しましたが、事務局としては、本日の委員会をもって、議論を最終としたいとのことであります。

このことを踏まえまして、委員の皆様におかれましては、これまでと同様、本日も忌憚のないご意見を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

それでは、本日も齊藤市長にご出席いただいておりますので、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。市長、よろしく申し上げます。

2. 市長挨拶

齊藤市長 市長の齊藤でございます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、第7回になります復興計画検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

先日の8月7日、8日、9日、この3日にわたりまして、避難生活を送られている皆様を対象に説明会を開催させていただきました。説明会では、国や県、熱海市で実施している復旧・復興関係の工事に関する進捗状況等について、各実施機関からご説明申し上げるとともに、私から「警戒区域の解除についての考え方とスケジュール」及び「生活再建支援策の方針、概要」について説明をさせていただきました。特に避難されている方や、地域の皆様の関心が高い警戒区域の解除に関しましては、国による砂防堰堤の新設や、県による源頭部不安定土砂の撤去など、逢初川流域の安全が確保されることが前提となり、これらの工事が予定通り進んだ場合には、来年、令和5年の夏の終わりごろまでには、警戒区域を解除できるのではないかと説明をさせていただいたところでございます。

しかしながら、解除されても全ての皆様がすぐに帰還できる状態にはなりません。ライフラインの復旧で戻れる方、河川・道路が復旧することで戻れる方、市が行う宅地整備が整った後にご自宅を再建してお戻りになる方など帰還できる時期は皆様それぞれの状況によって異なります。

本市といたしましては、解除の予定日が決まりましたら、予定日のおおむね3か月前にはお知らせすると同時に、解除後「ただちに帰還可能な区域」をお示ししたいと考えており、その後に、帰還可能な区域を段階的にお知らせしてまいりたいと予定でございまして、

一方、生活再建支援策につきましては、被災地域の社会基盤の整備、

被災された皆様に対する支援、被災された事業者の皆様に対する支援の3点の概要をお話しし、今後、この詳細が決まり次第、改めて対象の皆様にお知らせする旨を、説明したところでございます。いずれにいたしましても、皆様が一日でも早く、伊豆山に帰還することができますよう引き続き復旧復興に全力を尽くしてまいりたいと思います。

本検討委員会につきましては、本日で7回目となります。引き続き、復興まちづくり計画（案）についてご議論いただくわけでございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう心よりお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

3. 報告事項 ①前回議事録の確認

高橋委員長 齊藤市長、ありがとうございます。

それでは、報告事項に入ります。前回議事録の確認について、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、事務局より、報告事項の①「前回議事録の確認」につきまして、配付させていただきました資料1「第6回熱海市伊豆山復興計画検討委員会 議事録」により、前回、第6回委員会の“ふりかえり”としてご報告申し上げます。

前回、第6回委員会は、委員の皆様全員のご出席をいただき、去る7月22日に開催いたしました。冒頭、市長より皆様にご挨拶を申し上げ、はじめに、報告事項として、事務局より、第5回委員会の議事録の確認を行いました。

引き続き、議事に入り、復興まちづくり計画案について、事務局よりご説明申し上げた上で、委員の皆様にご議論いただきました。なお、当日の議論の内容につきましては、資料1の議事録をご確認いただきたく存じます。

そのあと、その他といたしまして、事務局より第2回伊豆山復興まちづくりワークショップについてご報告申し上げ、第6回の委員会を終了したところでございます。

委員の皆様におかれましては、議事録をご確認いただき、何かございましたら、会議終了後、事務局までお知らせいただきたく存じます。以上でございます。

高橋委員長 ただいま、事務局より報告がありました。議事録については、今申し上げたとおり、各自で内容をご確認いただき、何かございましたら、委員会終了後、事務局にお伝えください。

4. 議題 ①復興まちづくり計画について

高橋委員長 それでは、本日の議題に入ります。

①「復興まちづくり計画」について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明に先立ちまして、委員の皆様にご報告を申し上げます。本日、

(中田建築 室主査) お手元に配布させていただきました資料3につきまして、先日、郵送にて配布させていただきました資料に修正等を加えております。主なものとして、87 ページから 89 ページにございます整備イメージ図を追加しております。また、90 ページ及び92 ページにつきまして、8月上旬の説明会で市長から説明申し上げた内容に合わせて、文章表現を修正しておりますので、ご承知いただけますようお願い申し上げます。

それでは、事務局より、議題①「復興まちづくり計画」につきまして、資料3「熱海市伊豆山復興まちづくり計画案」により少々長くなりますが主要なものにつきまして、ページを追って順にご説明申し上げます。

始めに、1 ページ、第1章、復興まちづくり計画の概要でございます。1 ページから5 ページにかけて、計画策定の目的や位置付け、計画の対象範囲や期間、構成について記載しております。内容につきましては、これまでの検討委員会におきまして、ご議論いただいておりますので割愛させていただきます。

続きまして6 ページ、第2章、地区の状況でございます。こちらにつきましても、これまでの検討委員会におきまして、委員の皆様からご指摘いただきました、図郭の問題や流域からみた現状等につきまして、改善させていただいております。こちらも詳細につきましては、同様に割愛させていただきます。その中で、41 ページをご覧ください。41 ページでは伊豆山復興まちづくりワークショップによる地元提案を記載しております。地元の方々のご意見を今後のまちづくりに反映させるために、実施概要のとおり、昨日を含めて4回開催しております。参加者で決めた、生活道路や避難所等、8つのテーマについて第3回までに取りまとめた意見について、次ページ以降に記載しております。

また、取りまとめたいただいた取組案につきまして、第4章復興まちづくりの実施方針の各事業方針に可能な範囲で反映させていただいております。一例を申し上げます。

43 ページ、地区内の街並みで大事なことの取組案、上段にございます「昔からの原風景を市で再建・維持してほしい」との意見に対して、景観・街並みに関する方針81 ページの下段、「また、地区の昔ながらの原風景の保存や再建を検討します。」といった形で反映をさせていただいております。

続きまして、50 ページになります。こちらからは第3章、復興まちづくりの将来像となります。復興基本計画においては、復興計画の基本理念として、「地域が取り戻す 後世につなぐ安全・安心と魅力と絆 ～住むマチ 集うマチ 安全・安心の伊豆山～」を掲げ、計画の基本目標、基本方針を設定するとともに復興に向けた取組、施策を示しました。本計画においては、これらの理念や基本目標・基本方針を踏襲

いたします。

次に51ページ、「復興まちづくり計画の策定に向けた課題」となります。ここでは、「安全・安心の確保」と「速やかな生活再建」を最重要課題と捉え、復旧・復興を進めていく上で、地区の魅力や価値を高めるソフト対策を必要な時期に実施することで、創造的復興につなげていくことを念頭に、復興基本計画に示された3つの視点や基本方針を受けての復興まちづくり計画の策定に向けた課題（復興基本計画の具体化の視点）について示しております。

続いて54ページ、逢初川流域管理保全方針となります。復興基本計画の「安全・安心の確保」という基本目標に則り、逢初川流域を一体とした流域管理への取組が重要であると位置づけています。二度と同様の災害を発生させないことが、復興まちづくりの大前提となるとともに、近年の気候変動リスクの増大に備えるため、逢初川の流域全体を俯瞰し、逢初川流域全体のあらゆる関係者が協働した中で、良好な自然環境を適切に保全していくとともに、土砂災害や水害の発生を抑制する、または軽減するための制度の活用方針等を整理し静岡県、熱海市、地域住民による協働のもと、管理、監視の具体的な方策や役割等を定めた逢初川流域管理保全計画の策定を検討してまいります。

続きまして65ページ、復興により目指す地区の将来像となります。これまでに整理した復興まちづくり計画の策定に向けた課題や流域管理方針を踏まえ、伊豆山地区の目指す将来像を図のように示します。砂防堰堤や逢初川の改修、避難路や避難導線の確保により地区の安全性を高めていきます。また、逢初川沿いに公園・緑地を整備することで、快適性を高めていきます。既存の小学校や地域包括支援センターと地区内で検討を進めている集会所を有機的に連携させ、ソフト・ハードの両面から生活環境を高めることで、高齢者や子育て世代にもやさしい居住環境を有する市街地を目指します。

また、被災者の生活再建を進めるとともに、新たな住民の定住促進にも取り組むことで、地域コミュニティの維持・再生につなげていきます。その上で、伊豆山神社の歴史・観光資源を活かした観光交流拠点・軸を形成し、交流人口の拡大を目指します。

続きまして、66ページ、第4章、復興まちづくりの実施方針となります。土地利用の方針として、本地区は、急峻で特徴的な地形条件により限られた範囲の中で、一部に中高層の住宅が見られるものの、基本的には低層住宅を中心とした住宅市街地が形成されています。今回の復興まちづくりに当たっては、被災前のコミュニティの再生や個々の住まい方に配慮した土地利用形成が求められるとともに、都市計画法の用途地域や特別用途地区の指定による土地利用の規制誘導制度の内容を踏まえ、68ページで示すように、地区の土地利用を大まかに区

分します。

主なものといたしまして、住宅エリアにつきましては、急峻な地形が生み出す眺望が享受される住宅地として、低層住宅を基本とした土地利用誘導を図っていきます。また、徒歩による移動の負担が大きい地形条件であることから、自家用車の所有が可能となるような住宅地形成に配慮していきます。加えて、地震・火事・水害等に備えた避難路と連動した整備を継続的に推進していきます。

続きまして71ページで図に示す、道路・交通の方針となります。生活道路の方針といたしまして、主要生活道路と地区外の幹線道路及び周辺の宅地を連携し、地区の内外を結ぶ道路を整備いたします。市道伊豆山神社線への接続につきましては、地形改変や宅地の影響を抑えつつ、極力緩やかな縦断勾配で安全性、利便性を確保できるよう再整備を行っていきます。市道岸谷本線等の既存市道の拡幅整備を検討し、将来の住宅建て替え上の問題の解消、居住環境の向上、緊急車両の進入や地震、火事、水害等からの防災性の強化に繋げてまいります。

続きまして76ページの図で示します防災の方針となります。狭あい道路、交通環境の改善といたしまして、消防車等の緊急車両の進入が可能となる新たな道路の整備と、建物の建て替え時にあわせた既存の進入困難な道路の拡幅を図り、必要に応じて消火栓等の設置を見直す等防災性の強化を進めてまいります。

また、避難路の確保といたしまして、地形の制約がある中での可能な範囲において、行き止まり道路を他の路線とつながる歩道の設置や民家の庭先の通行の確保などにより、2方向避難経路の整備を進め、地区外に速やかに避難できるルートを確認してまいります。避難の安全性を高めるため、避難所、緊急避難場所に通じる狭あい道路の拡幅・改修を進めてまいります。

次に82ページの図で示す景観・街並みに関する方針でございます。丘陵地から直線的に下る逢初川沿い及び伊豆山神社参道を、地区の特徴的な景観を連続して望むことができる景観軸として位置づけております。また、街並みの景観形成につきましては、熱海市景観計画に則り、建築物・工作物の意匠や色彩などに配慮し、地形や斜面緑地に馴染んだ街並みの形成を図るために、重要景観形成地区の指定も視野に入れて検討してまいります。また、地区の昔ながらの原風景、なぎの木、旧逢初橋等の保存や再建を検討いたします。

次に84ページの図に示します生活環境に関する方針でございます。公園・緑地の整備につきましては、逢初川の改修により地区の新たな軸線となる逢初川沿いに、公園・緑地を整備してまいります。地区内に居住する被災者等の住民同士や来街者などが憩いや交流の場として、坂道の行き来の際にちょっとした休憩・買い物の場として気軽に

利用できるような場と想定いたします。また、ベンチや地区の案内板、子ども向け遊具や水場などの公園内の施設については、地区住民の意向を踏まえつつ検討してまいります。

実施方針の最後となります。創造的復興に関する方針を 85 ページに示しております。災害の記憶の継承や景観まちづくりの推進等、被災者の生活再建とあわせて、伊豆山神社や走り湯などをはじめとした歴史と観光の資源・文化や魅力を活かし、地区全体での持続性と発展に繋げていくことも重要と考えております。

87 ページにつきましては、各方針で示した方針図を一体化させた整備イメージとなっております。また、次の 88 ページ、89 ページには、そのイメージパースを掲載しております。

ここで、模型を使って説明させていただきます。88 ページの計画対象範囲を上空から見下ろしたイメージになります。この絵には、今後、再整備されます河川等の計画もイメージとして記載しております。次は 89 ページの上段につきましては、こちら河川の中流域に立った視点で海側を望んだ、逆に下段の方は中流域に立った視点で山側の方向を望んだイメージです。傍聴の方につきましては、会議終了後ご説明させていただきます。

続きまして 90 ページ、第 5 章、復興まちづくりの推進となります。復興まちづくりの実施方針に基づき、まちづくり実現化のための事業スケジュールを定め、市の考える生活再建支援策「被災地域の社会基盤の整備」、「被災者に対する支援」、「被災した事業者に対する支援」の 3 点を実施し、被災者等と協働しながら復興まちづくりを推進してまいります。事業スケジュールにつきましては、91 ページに示すとおり、公共の被災者向け賃貸住宅の整備や宅地整備については、令和 4 年度に調査・計画および国との協議等を進め、令和 5 年度以降、宅地・公共施設等の工事に着手いたします。そして、令和 7 年度中の方譲・住宅再建の開始を目指すものといたします。

次に 92 ページでは、生活再建等の支援について、現時点における生活再建に関する支援策を記載しております。また、94 ページでは、将来像実現に向けた取組内容といたしまして、関係機関との協議の促進や市内連携体制の強化、復興状況の定期的な情報発信等を今後の市の取組について記載しております。

最終ページとなります。96 ページでは、計画の進捗管理の方針をお示しております。復興に向けた取組を着実に推進し、地域の将来像を実現するため、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて、地域懇談会などの地域の組織と意見交換を行いつつ、施策の追加・修正や計画の見直しを実施する「P D C A サイクル」に基づいた進捗管理を行います。

また、計画内容の具体化や実施を進める中で、進捗状況の評価の内容をもとに、計画の弾力的な見直しを行ってまいります。

以上をもちまして復興まちづくり計画の説明を終了いたします。

高橋委員長

只今、事務局より説明がありました。何かご質問等ございましたら、ご発言の際には、必ずマイクを用いての発言をお願いいたします。

中島委員

まず一つ目ですけど、8月7、8、9日に市の説明会が行われました。主には3つ、社会基盤の整備、被災者の生活再建の支援、被災事業者への支援この3件についてお話いただきました。

参加者から生活再建の支援の質問が一番最初に出ていましたが、その時にライフラインは自宅前まで引いてもらえるかという様な質問があったんですけど、答えが、それは自分の方でやってくださいと、道路までは市や県が整備するが、そこから先は自腹でやってくださいという話がありました。それは、ちょっと検討してもらわないといけないのかなと自分は思ったんですけど、その時説明会で時間がありませんので、お話しはしませんでした。検討はされるのでしょうか。

齊藤市長

説明会の中で、確かにそのような意見がでました。基本的な考えとして市民から集めた税をどこに使うべきなのか、きちんと整理する必要があります。市の考える3つの生活再建支援策において、公共施設、例えばコミュニティセンターであるとか、分団の施設は公共が出すとなるものですが、個人の財産にかかわる部分に市の税金を使うとかは、市民の皆さんの理解もなかなか難しいのではないかという考え方から、公の部分のライフライン、それは市が責任をもってやりますけれども、私有地の部分につきましては、そういう考えでやらせていただくことをご理解いただければというふうに考えております。

中島委員

多分、税金の事ですから自宅の事に対して、お金を使うことは、まずできないことは分かります。今、実際、家が残っている方というのは、ライフラインは繋がっているんです。それが、一体どこから泥が入っていて、その（残っている）管は使えないのかどうか、そういう不具合というのは、はっきり分かりません。その不具合は誰が調査するんだと、調査するのは凄くお金がかかることなので、多分調査はできないと思うんです。結局自分が自腹で管を全部取り換えることになるので、できれば調査をしていただければ助かります。

それと税金の話ですけども、福岡県の朝倉市では、創造的支援をしているんですけども、税金は使えないが、住民再建や産業全般の補助について税金からではなく、市に入った支援金から制度を作って補助を行ったケースがあります。これは税金ではないので市の方に入った支援金からやりくりして、このライフラインを各家まで繋げられると、そんなこともやっている市もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

高橋委員長　今の事で、2つ質問がありました。支援金の件と調査の件で、どこまで行政がやってくれるか。今わかっている範囲で結構です。

稲田副市長　まず、8月の説明で市長が申し上げた内容というのは、支援策に関する基本的な考え方を述べさせていただいているということです。今、中島委員からお話がありました、私有地内のライフラインですけれども、ライフラインと言いましても、水道、下水道、電気、ガスといういろいろあるというところで、今後、このライフラインについては、警戒区域の解除前から基本的には整備に入って、解除日に間に合わせたいというふうに私どもは考えているんです。その私有地部分についてどうするかということについては、この後、個々の状況がかなり違いますので、修繕するご家庭もありますし、新たに宅地造成して新築される方もいる。そうした場合、新築された方の私有地部分をどうするかとか、個別に見ていくと、いろいろな状況があるので、これは今後個々に検討されるべき内容になってくると思っております。

支援金の関係ですけど、基本的には支援金は市の予算に入りますので、税と同じような形で議会の承認を得て支出されていくこととなりますが、先ほど市長が申し上げたように、社会基盤整備は行政でないとできない部分ということで、そこにも多大な財政負担があるということで、この辺の状況も見ながら今後検討されていくというふうに考えております。

高橋委員長　今、副市長が言ったとおり、いろんな条件があり、いろんな状況がある。それを検討するという答弁が欲しかったんです。いきなりだめだといわれても、やっぱり被災者は拒むと思うんですね。その辺で、そのような答弁をされましたので、ぜひ検討なさるようによろしくお願ひします。

岩本委員　確か委員会の第2回目ぐらいの時に、全国からの義援金の残りをお尋ねしたら、副市長から1,500万円程度とお答えがあったと思うんですけど、それしかないということではないと思うんですけど、いかがでしょうか。

稲田副市長　まずは、皆さんから寄付をいただいたお金には、義援金と支援金がございます。

今、お話が出たのは支援金ということでお答えさせていただいたんですが、第2回目にお答えした内容を再度、最終的なことでご報告をさせていただくとしますと、市への義援金の総額は10億2,137万5,945円で、県より配分された義援金をあわせると、総額14億6,644万411円ご寄付をいただいております。これにつきましては、義援金は3月末で締めきりをさせていただいて、5月の時点で、全額を対象の被災者の皆様に配分済みでございます。被災者の方には、1万円単位で配分していますので、県、市、それぞれ配分残額というのが出まして、

それが102万411円これにつきましては、県の配分委員会から地域コミュニティに使っていただきたいというコメント付きで市の方へ送金されましたので、伊豆山地区の連合町内会へ102万411円を振り込ませていただきました。そういうことでございまして、義援金につきましては、既に被災者の皆さんに振り込み済みということで、全額終わっています。

岩本委員
押田委員

はい、わかりました。

消防団第四分団としては第4章に極小の道路の解消、幅を持った道路（の内容）が入っている。述べようと思ったんですけど、この要件を盛り込んでいただいているので、この点を重要な考えとして進めてほしい。消防車両もそうですが、救急車の乗り入れがだいぶ多くなると思うんです。その辺を踏まえて、計画を確実に実行していただきたいと思います。

高橋委員長

これは消防団、いつも大変心配していました。高規格の救急車が入らないもので、大変心配をしていましたが、今度は救急車が全部通り抜けできるということでよろしいですね。

事務局
（渋谷まち
づくり課
長）

新しい道路の整備につきましては、4mを確保できますので、可能ということで理解しております。

押田委員

もう1つ。新設の第四分団の詰所は、まだこちらの方は詳しい内容は決まっていないと思うんですが、最低でも伊豆山神社線のあたりに再建できれば、伊豆山をカバーができる消防活動ができるんじゃないかなと我々は考えています。その辺をひとつよろしく検討してください。お願いします。

當摩委員

第四分団詰所の話が出たんですけど、地元からも早く作ってほしいと要望が出ているんです。実際、今月、源頭部でサイレンが鳴り、余計に住民が心配になっています。第四分団（の詰所）を早く作ってもらい、そこに連絡が取れるようになれば、直接、役所に行かなくても第四分団が待機していただいて対応してもらえるんじゃないかと、説明していただけるんじゃないかという話題が増えてまして、（事業スケジュールでは）令和5年度に宅地と公共施設等の整備なんですけど、これを早めに前倒しでやっていただけるように、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

高橋委員長
當摩委員
伊藤委員

要望でいいですか。

はい。

計画案の内容について、4、5点私の方から申し上げさせていただきます。全体には、だいぶ手を入れていただいて、整っていると思います。今回で最終委員会ということなんで、できればなんですけど、

これから申し上げることにご配慮いただけると、良いかなと思えました。

1つ目、54ページから流域管理保全方針、これの結論的などころで、56ページに今後の取組があります。2行ほど書いてありまして、今後、県、市、地域住民の方々による協働のもと、流域管理保全計画を策定する。これ非常に重要なことなので、これは是非に進めていただきたいと思うんです。これに基づいて、熱海市まちづくり条例によって、地区のまちづくり計画の地区の土地利用計画を作るとというのが、実はこの流域管理に関連している重要なことだと思っているんです。これに関しては、本文の中には出てきておらず、58ページの図の左上に出てきているんです。ブルーの枠の中の土地利用・街並みに関する規制誘導方策ということで、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定に出てきているんです。この、図の中に書いてくれることは必要なんだけど、大切なことなので56ページの今後の取組の今書いてある本文の下も同じ文章で構わないので入れといた方がいいんじゃないかなと思います。熱海市のまちづくり条例は、こういった土地利用の将来的なあり方とか、管理をするための基本的な仕組みとして大変優れたものだと、私は思っていますので、ぜひ、このまちづくりで使っていただくという方針が望ましいかなと思います。

2つ目、74ページに防災の方針があります。その中で75ページに避難路は2方向避難できるようなルートを確認していくと記載があるので、76ページの図の中に避難路の位置を表示してほしい。これ結構重要なので、今後の事業が進むことで道が変わったりとかいうことがあるので、そういう事情で表現できないということであれば、それはそれで考慮すればいいことだと思いますが、基幹的には避難ルートだけでも構わないので、方針図の中に入れていただければと思います。

3つ目、80ページの景観・街並みに関する方針のところですか。これは、海への眺望、山への眺望とか、街並みの景観形成の所を見ますと、検討しますの語尾が弱いような気がする。できれば検討、検討は当然してもらおうんですけども、地域の方々からの要望もあつたりしますので、推進しますとかもう一段前向きな表現にしていきたいと思えました。これは要望に近いです。

4つ目、89ページに将来のイメージ図を示していただきました。図はわかりやすくいいですが、この上の図も下の図も（計画書の）前の方に書いてある、いろんな地区の景観を配慮したとか、あるいは、この地区の状況に合わせた宅地基盤整備、そういった内容が必ずしも表現されていないような気がするんです。川の護岸の様子とか、道路とか、周りの宅地とか、やはりこの場所で地域の個性を生かしながら被災前よりも、更にはいい街並みをつくるとなると、もう少し前のほう

の文章に記述された内容を反映した、内容のある図にしてもらいたい。どこにでもある街並みが描かれたような気がします。なぎの木を保全した方がいいとか、旧逢初橋を復元した方がいいとか、被災された方々のメモリアルになるような場所があった方がいい、そういうことがあります。石積みがあるとか、独特の美しい河川の風景の再建再興の中で実現してとか、いろんなことが書いてあるんです。そういうことが表現されるような図にしてもらいたい。

最後ですが 95 ページの (7) 適正な土地利用の規制・誘導と、これ 2 行ほど書いてあるんですけど、森林法、都市計画法、景観法、こういった中に熱海市のまちづくり条例を是非、並んで名称を上げて入れておいてもらいたい。それから、(7) 適正な土地利用の規制・誘導の文章には景観法も入っているので、項目には土地利用・景観という形で景観の文言はちゃんと入れておいてもらいたい。創造的な復興の中で不可欠だと思っています。そういったことを計画書として直したものをを見せていただければと思います。以上です。

高橋委員長
事務局
(渋谷まち
づくり課
長)

ありがとうございます。事務局いいですね。今、指摘された 5 点。伊藤委員から、たくさんご意見ご指摘をいただきました。できる限り修正を加えさせていただきたいと思うところがございます。パースに関しては、どこまで表現できるかというところで、満点いただけるかどうかというところではありますが最大限努力していきたいと思えます。

國原委員

学校として要望したい事があります。77 ページに、伊豆山神社をはじめとした歴史文化資源が多く残されておりとあるんですが、子どもたちに、この地域に誇りをもってほしいので、以前電話でお話をさせてもらったときにも(伝えたが、)歴史を子どもたちにわかりやすく学習してもらいたいのが学校としてはあります。3年生から地域学習というものが始まります。いろんなところに説明の観光板ですとか、何かが入って来ると思うんですが、ぜひそこにルビを振っていただきたいという要望です。読めないに関心もわかないと思いますので、ささいなことだと思えますけど、子どもたちには地域に興味をもって、関心をもって調べてもらえるような、少し工夫ですとか、観光板についても、例えばチェックポイントのようなものがあって、子どもたちが巡りながら地域について考えていくというような、そんなものがあるとありがたいと思います。

もう一点ですけど、70 ページにバスの運行についてというのがありましたが、現在子どもたちが下校する時刻 13、14、15 時台が 1 時間に 1 本のバスの時間になっています。いろいろな関係があるかと思いますが、以前バス時刻が 5 分変わった時に、学校としては、それに合わせなくてはならないということで、日課を変更したことがあったんで

す。バス会社に言ったんですけど、時刻を変えられないということで苦肉の策で日課を5分なんですけど変更したんです。ただ、学校で5分日課を変更をすることは結構難しいことでして、もし、このバスの運行ダイヤを検討する際には学校にも教えていただけると、子どもたちが1時間も待たずに（バスに乗れる）、現在は学校の授業が終わり、子どもたちは30分以上、学校の中で宿題をして待っているような状況なので、ぜひ運行ダイヤを変更する際は学校にも、少しご相談していただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

事務局 (渋谷まちづくり課長) 案内板や看板に関しましては、子どもたちも含め、誰でも読みやすい、わかりやすいという表現に努めてまいりたいと思っております。70ページのバスの運行ダイヤに関しましても、事業者の方に投げかけて意見を求めてまいりたいと思います。

中島委員 先ほど岩本委員のお話で、支援金の話に戻りますが、多分傍聴者の方も不完全燃焼だと思うんですが、支援金の話を岩本委員が質問してくれたんですけど、義援金の話になっちゃったので、最後に義援金がいくらかという配分が今わかったんですけども、言われたのは支援金の話で、支援金の内訳は幾らでどこまであるのか、さっきの話の続きですけど結論まで教えていただきたいと思えます。

稲田副市長 まず義援金と支援金の違いを先に説明させてください。

義援金は被災者の方に直接支援したいということで、皆さんから市がお預かりしているお金です。ですから、このお金は市が別に通帳を口座を開設して、そこに全て入れる。県から、県に入った義援金も熱海市分として来ることもあるんですが、それも市の会計には入れず別口座に入れて、それを配分委員会の決めた配分率によって被災者の方に直接お渡しをするということですので、義援金はお預かりするんですけど、市の歳入としては入らないで、直接被災された方に全て配分するというのが義援金です。被災の状況によって、被災者支援のために市がお預かりしたものを被災者の方にお渡しするのが義援金です。義援金については、全国また海外の方からも、送られてきたものを口座に入れてお渡ししているということになります。それが県の分も合わせて14億6千万円ほどあった。これは全額、先ほども言いましたように被災者の方に振込済みということになっています。

いま、中島委員からお話があった、支援金の方ですけど、支援金というのは熱海市に対して復興事業に役立ててくださいということで、市に寄付されたお金です。支援金については、市が寄付金として市の会計に入れて復興事業に使っていくということです。支援金については、まだ締め切りをしていませんので、随時受付をさせていただいているわけですが、3月末時点で支援金が5億8千万円ほど市の方に入っている。これらを原資にして復興の社会基盤整備等々に使っていく

ということになるかと思います。

岩本委員 92 ページに生活再建等の支援があり、実際に被災された方々が、生活の再建するのに、資金をどこから持ってこようかというようなことを、大変だと思うんですけど、大体、被災者個々への生活再建等の支援として、(2) 被災中小企業復旧支援事業費補助金というものの、③ 補助率等、国が 50 万円と書いてあるんですけど、この補助率等の理解の仕方がわからないので教えてほしいです。

稲田副市長 まず、静岡県の被災中小企業復旧支援事業費補助金について説明させていただきますと、県が 3/4 の補助があつて、限度額が 7,500 万円ということになっています。そうすると残りの 1/4 はご自分で負担しなければならないことになるんですが、ご自分で負担する分の半分を市が上乗せで独自に補助するというので、1/4 の 1/2 ですから、1/8、上限 1,250 万円を市の方で補助するということになります。

小規模事業者持続化補助金、これは国の制度としてあるんですが、これは国の 2/3 の補助率で限度額が 50 万円、これについても、1/3 をご自分でご負担しなければならない分を、1/3 の 1/2 ですから、1/6 を市が独自に補助するというので、12 万 5 千円補助するということです。この遡及分というのがどういうものかといいますと、小規模事業者持続化補助金は、補助決定するまで購入ができないですが、皆さん災害の最中に必要が生じて、既に補助申請をする前に手当してしまっているものが補助対象にならないというようなご要望をいただきました。これについては、市が独自に遡及をして、既に購入済みであったものについても、国の補助を受けた場合と同じ負担で済むように、5/6 を市が独自に補助をするということの制度の説明を記載させていただいたものであります。

岩本委員 それは、家屋の規模だとか、広さとかによって、違うものであるか、足し算してみると県の被災中小企業補助金っていう、凄い多額になって、全部受けられるとなると、1 億近い金額になるわけですけど、その辺は家屋の規模等によって違ってくるのでしょうか。

稲田副市長 これは、事業者を対象とした補助制度でございますので、工場等を建てるとか、事業に必要なものということで、県の方は上限の事業費が 1 億円という多額の補助制度となっているということで、ご自宅を建て替えたりなんかする時の補助とは、ちょっと違うということで、ご理解いただきたいと思います。

岩本委員 そうすると、自宅を建て替えたりする時の補助なり支援制度はないのでしょうか。

稲田副市長 自宅の支援制度は、92 ページに書いてあります。被災者生活再建支援制度、こちらが該当になるというところがございます。

これは、自宅が全壊、半壊等、その内容（被災の程度）によって支

援金の支給額が違うということで、既に罹災証明を受けて申請いただいた時に、その対象者の皆様にはご説明をさせていただいているところであります。

よく聞かれているのは、基礎支援金 100 万円、これについては警戒区域内の方については、全てが長期避難世帯になりましたので支給されています。そこから先、建て替えるのかどうか、というところで条件（住宅の再建方法）によって加算支援金を受けるということになります。

岩本委員 そのお金はどこから出るというか、借りられるというか、原資はどこにあるのでしょうか。

稲田副市長 支援金ということになります。こういった大きな災害が起きたときのために、全国の県が、国に基金としてお金を支払っていて、機構が全国の県から集めたお金を管理して、その国の組織が申請内容を判断してお金が支給される、そういうような制度となっております。

中島委員 今回の制度（静岡県被災中小企業復旧事業費補助金）で、工場を建てた場合は 1 億円かかったら 7,500 万円、補助をいただけるんですけども、消費税は 1 億だと 1 千万円なんですけど、消費税は対象になりますか。

稲田副市長 すみません、そこまで、今お答えできるだけの知識がないものですから、該当の方は、観光経済課が窓口になっています。また、これらを受ける方というのは、既に把握できていて、個々に相談が進んでいますので、該当する方は個別にご相談いただいて、申請の準備に入っているということで、ご理解をいただければと思います。

高見副委員長 3 点ございますが、1 つ目は、92 ページ、93 ページのナンバリングが見にくいので、どれが見出しなのか分からない。分かりづらい。何でかという、この計画書の中でナンバリングの形がバラバラなんです。まず 6 ページを見ていただくと、まず大きい第 2 章があって、次に数字の 1 があって、次に (1) がきて、1) があって①がある。これが多分標準だと思うんですけど、92 ページは、(1) がきて①があるので、本当は 1) だと思うので、どれが見出しが分からなくなっている。つまらない話なんですけど、こういう計画書は、各見出しが重要なところなのでナンバリングぐらいいはちゃんとしてください。

2 つ目はお願いします。先ほど伊藤委員からその部分の指摘があったが、56 ページの一番下に、「逢初川流域管理保全計画の策定を検討していきます。」と書いてあり、復興基本計画では、令和 4 年度、計画を策定しますと書いている。今になって策定を検討されるのは困るので、基本計画と揃えていただきたい。

3 つ目は質問です。まちづくり計画の形ができていたと思うんですけど、実は 87 ページの図は意味深な図でして、よく見るといろいろ書いて

てあるんですね。質問は、ここで生活道路新設という、濃い目の茶色の線は、新しい道路をこの位置に作りますと表示されていますが、大体こんな感じでいいですかということと、再分譲検討地という事業の具体的な表現が書いてあり、これは何ですかという質問と、公園緑地についても実際にかなり場所が特定されて5か所に丸がされていて、これも大体こんな感じになるんですかということです。これらを含めて、まちづくり計画の立案と並行されて、実際この事業をどうするかということを経営内で検討されると聞いていますので、それらは、ここに片鱗が見えてると思うんです。実際検討する中で書けることを書いているようだから、この辺のことも含めて、現在の復興事業がどんな感じで議論されているのかを、この場でお話しできる範囲でいいですけれども、この再分譲検討地とは何ですかということをお答えいただきながら、その辺を説明いただけないかなというお願いです。

事務局
(濱島都市
計画室調整
監)

最後の質問にお答えします。(復興まちづくり)計画図書で復興イメージの絵を記載しているのですが、平面図的な資料も必要かと考え、イメージイラストと共にイメージ平面図を加えさせていただいております。

いま、高見副委員長がおっしゃたように、このイメージ平面図を見ますと、いろいろと具体的な計画位置がだんだん決まっているんじゃないかとか、そういうふうに見えますが、今回まちづくり計画図書の中で、例えば、公園を逢初川の川沿いに点在させてという表現があります。また、黄色の再分譲検討地ですが、こちらにも、いま避難されている被災者の意向を踏まえながら、市の独自の支援施策としまして、宅地の再整備を行うことも説明をしておりますので、図面上の位置には、まだ意味はございません。そのため、図面の右下に但し書きとして、あくまでもイメージを示したものとしております。

今後、具体の場所は、地権者との調整をしながら決めていかなければいけないですし、また、国・県の支援を受けながら、事業の方を進めていきます。今回まちづくり計画図書の内容が固まった時点で、次は個々の施策を進めていくための事業を立ち上げまして、そちらの方は、地権者であったり、国や県と協議をしながら進めていきたいと、今は、そういう状況でございます。個々の事業計画に関しましては、今後、このまちづくり計画図書を基にしまして、事業計画ができ次第、地元の方たち、被災者の皆様には説明させていただければと考えております。

高見副委員長

はい、ありがとうございます。大変よくわかりましたし、今の説明のとおりだと思います。そういうことが、片鱗を見せながら計画書に表されていると思います。

中田委員

今回最終回ということで、まちづくり計画案が固まるわけですね

ども、今回の場合は逢初川の被災地中心と限定した区域で、計画を進めるということで、この内容についても、そういう方針で来ていますけど、私、地元の1人として考えたいことは、これからのことになりますけど、連合会長がとても苦労しているが、伊豆山は1つとして、そういう形で逢初川中心のまちづくり計画を進めるにしても、その考え方で、特に47ページの立地適正化計画だとか、そういうものに話が及ぶ時には考えていただきたい。一番、密接に伊豆山7町内に関わっているのは七尾・七尾団地なんです。実際問題として、地続きの地域であり、伊豆山神社ということを取り上げると本宮があるんです、七尾には。そして、住宅地としても開発されてきている。七尾団地では再募集計画もあるというふうに聞いておりますけれども、被災者の内のおよそ1割の世帯の方が、あそこに住んでいる。被災を受けたのは岸谷、仲道、浜ですが、神社線からの道を通じて七尾団地とは、密接な関わりがあるということをして是非考え方の中に入れ込んで、この狭い地域の復興は七尾・七尾団地との関連によって下支えされると、私は、そういうふうに考えている。逢初川の周辺、宅地整備をしても、あれだけの狭い土地ですから、どうしても限界が出てきます。そういう点では、懐深いというか、七尾・七尾団地を含めた形で住環境などを考えていくべきだろうと思う。そういう点で、今回の計画は主に被災区域を中心に検討されていますけど、今後はこういう点を見据えた伊豆山全体としての、稲村、東伊豆山については離れていますが、七尾・七尾団地は伊豆山神社の例大祭とも関わっているわけです。そういった点で見れば、一体だとそういう意識を持って、七尾・七尾団地の地区の方々にも参加できるようなそういう場を作って、計画推進なり、検討なり、チェックなりを進めていただきたいと思います。これ要望です。

事務局
(濱島都市
計画室調整
監)

今の中田委員のおっしゃるとおりでして、今回のまちづくり計画図書に関しましては、過去の検討委員会でも対象とする範囲をどこにするかというのをご検討いただきまして、被災地区が中心としたエリアを対象範囲としています。しかしながら、今回の被災地区、岸谷、浜、仲道、3町内会以外に対しても、施策によっては広域に考えないといけないこともあります。例えば83ページ下から2行目の後半部分に書いてあるとおり、伊豆山地域7町内会、こういう表現が出てくるのですが、今後、(復興まちづくり)計画図書を基に、いろいろな施策を進めていく中で、3町内会の被災区域だけでは、検討出来ないものも多々あるかと思います。そのようなものに関しましては、今の七尾団地もそうですが、それ以外の地区も含めて考えて行くべきことに関しましては、含めて検討できるような形でやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

高橋(富江) 仲道地区の伊豆山神社から伊豆山小学校に行く道路があります。私は月に1、2回、その道路掃除をしているんです。石ころが上からだいぶ落ちてきています。子どもたちが歩く側溝を歩道にしている狭い道なんですけど、あそこに上からの土砂・小石が落ちてきている。よく避難をしてくださいと、マイクでレベル3だから老人の方は避難してくださいと言うんだけど、誰も小学校に避難を仲道(地区の住民)はしてくれません。まず小学校に行く道路が怖い、あその道路を通るんだったら家に居た方がいいというお年寄りが多い。道路幅員の計画はだいぶ前に出来ていると思うんですけど、早急に直せるところは直してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

高橋委員長 これも皆さんからの要望です。

中島委員 今回、ワークショップに参加した方たちが皆で考えたものがほぼすべて、まちづくり計画の方に反映されています。その中に取り組案があります。初めは将来像がありまして、次に困っていること心配なことという欄があります。最後に取り組案、その困っていること、心配なこと、将来像から自分たちができる取組ってなんだろうっていうことで、取組案をつくっています。8つのテーマにわけてやりましたが、その取組案ってところを、今回のまちづくり計画の方に、ある程度文章として落とし込んでいただいています。その、取組案っていうのは、困っていること、心配なことと同じことなのかと言うとそうではないんです。それは、落とし込まれていない部分が多々あります。この、まちづくり計画にまだ文句があるという話になってくると、復興が遅れてしまうので、そういう話ではないんですけど、結局、この方針では具体的な困っていることは決まらないです。1つ1つ個々の問題っていうのは、この文章だけでは決まりません。多分、これから1つ1つ落とし込んでいく必要があるんでしょうけど、今後の具体的に落とし込む場所だとか、今後の進捗状況を報告する市の方が、それは、今回の復興委員会が今日で終わると、その後に繋がっていく報告や進捗状況、また要望を訴える人の意見、そういう場合は、この後どのような形で、行われていくのか教えていただきたい。

高橋委員長 これは、大事なご意見だと思います。

事務局 本日本配布しているまちづくり計画案の96ページに記載している復興復興に向けた取組については、これを確実に推進するためには、計画を今回策定いたしましたので、これで終わりということではなく、今後、計画の進捗をしっかりと管理するとともに、計画そのものにつきましても、その時々状況に応じた見直し、これを図っていくのが大変重要であると考えております。進捗の管理につきましては、市役所内の組織でございます熱海市伊豆山復興推進本部で行い、その状況につきましては広く、皆様に発信をまいります。また、計画の取組

を着実に推進していくためには、被災された方々、そして地域の皆様、行政と連携協力体制の構築これは不可欠であると、このように考えております。このことから、計画案に記載させていただきましたとおり、現時点では、仮称として地域懇談会としていますが、被災された方、地域の方等で構成する組織体を新たに立ち上げまして、計画の進捗状況の報告、計画見直しの際にはご意見をお伺いするなど、復旧・復興に向けた地域等との連携、協力体制を確立してまいりたいと考えております。なお、組織体の名称や構成などの詳細につきましては、現時点では未定でございますので、申し上げることはできませんが、今後しっかりと詰めていきたいと考えております。

中島委員

ありがとうございます。前回からそういうお話をさせていただいてまして、そういう形になっていただけると助かります。被災者の方も市役所に文句をつけたり、検証したりということをするのではなくて、まちづくり課の方と協力して、本当に住みやすい街を一緒に考えて行く、そういう落とし込んで実現していく、そういうような推進協議会みたいなものがあるとすごく助かると思いますし、先ほどのイメージ図なんかもありますけれども、例えば、川があつて手すりがありましたけど、あの高い手すりは、おじいちゃん、おばあちゃんは使えるのだろうかとか、本当に右に付けて手すりを使うのか、左に付けた方が使うのか、本当にそこにいる人が一緒になって見ていかないと本当に意味が無いし、使わないんじゃない意味もないし、そういうことで一緒に前向きな会としてやっていただいて成果ができれば、また市役所の方もモチベーションも上がる、住民も信頼するでしょうし、できればそういう会を作っていただきたいと思います。

高橋委員長

これは、本当に大事なことですから是非、これからよく練って組織を作るようにお願いします。それでは、ご意見も尽きたようですので、復興まちづくり計画案についての議論を終了したいと思います。

一点、事務局に確認ですが、今日のご意見、ご指摘、要望、いろいろ皆様から出ました。今後の復興まちづくり計画策定と公表までの流れは、どのようになっているのでしょうか。教えて下さい。

事務局

復興まちづくり計画策定までの、今後の流れについてでございます。本日委員の皆様より、多くのご意見を頂戴いたしました。そのご意見を当然踏まえまして、事務局において最終的な調整を行わせていただきます。その後、市長が本部長でございます、熱海市伊豆山復興推進本部会議に計画案を諮り、決定、策定とする予定でございます。策定次第、速やかに公表させていただきますが、委員の皆様には、誠に恐れ入りますが、計画書の郵送をもって策定の報告に代えさせていただきます。同時にメディアの皆様へのリリース、また市ホームページの掲載等を通じまして、広く周知を図ってまいりたいと考えて

(鈴木復興
推進室長)

おります。なお、策定公表の時期でございますが、当初8月中としていましたが、本日様々のご意見をいただいております。最終的な調整、関係各所との調整等も必要となるため、若干遅れる可能性もございますことをご了承いただければと思います。

高橋委員長 しっかりとした計画、まちづくり計画を作ってくれるようお願いいたします。

以上で議題は終了いたしました。

5. その他

高橋委員長 次にその他として事務局より第3回伊豆山復興まちづくりワークショップの開催結果についての報告があるとのこと。事務局よりお願いします。

事務局 第3回伊豆山復興まちづくりワークショップの開催結果につきまして、配布いたしました資料4によりご報告を申し上げます。去る7月31日、日曜日、市役所におきまして、第3回伊豆山復興まちづくりワークショップを開催いたしました。当日は26名のご参加をいただきまして、グループに分かれた上で前回、第2回ワークショップに引き続きまして、各テーマについて意見交換を賜りました。当日の実施概要につきましては、かわら版に掲載のとおりでございます。なお、先ほどまちづくり計画のご議論の中でも、お話が出ましたけれども、第4回のワークショップは昨日、8月28日、日曜日に開催させていただいたところでございます。以上でございます。

高橋委員長 今回の件について、ご質問等ございますでしょうか。

以上で、本日予定していた議事等は全て終了いたしました。

これをもちまして、2月から毎月開催してまいりました、復興計画検討委員会を終了するわけでございますが、委員会を閉じるにあたって、副委員長の高見先生から、伊藤先生もいらっしゃいますが、代表して高見先生から一言いただければと思います。よろしく願いいたします。

高見副委員長 代表してということではないですけど、7回に渡りまして委員会等、それによって出来上がった計画について、感想のようなものを述べたいと思います。

最初の1回目、2回目とか、3回目、4回目ぐらいまで、話をしていたと思うんですけど、東北の災害があり、かなりお願いしたいことが当初ありました。復興計画は普通の都市計画と違い、すぐ脇で生身の被災者の人が待っているということで、かなり通常の行政計画を作るのとは違う。そういう意味では、時間の方（スピード）が優先されて、中身の方が少し我慢することがあってもいいぐらいなものだろうなと思って対応しておりまして、最初の頃、いろいろと会議でも苦言を申したように問題が多かったというふうに思っていました。しかし、

中島委員に第2回（の委員会に）参加してもらい、行政の方は、（被災された方の）実際の声がこの会議に反映させようという、ある意味英断だったと思うんです。あそこで、第2回でヒアリングしていただきましたけど、メンバーになった方がいいんじゃないかというふうに言われた時に、うやむやにするような市役所だったら、検討しますと言って次は呼ばないっていうのはあると思うんですけど、あえて呼んだことでこの会議が、非常に効率的に議論できるものになった。これは、当局としては汗かく場面が大きくなったと思うが、そういうところの柔軟性が結果として非常に良い結果を得たんじゃないかなというふうに思っています。

いま、そういったことから今後の事について、お話がありました。東北の（震災）の時、私は、陸前高田の時はコンサルとして関わりましたので、最初業務を受けた時に、本当は我々、被災者の方と会話をする場所を作って、毎日仕事もしないでおしゃべりばかりしているよねって言われるような仕事の仕方をしようと最初は言っていたんですが、諸事情があって全くそういうことはさせてもらえなかったんです。結局、東北の場合そういうことは建築家グループ、都市計画の先生たちが、独自にやっていたりしたが、それはそれで外部の活動なので、なかなか行政と連携が取れないと思います。今後について、私たちが当時思ったように、市役所の職員の人たちは、毎日あそこに来ると（被災者の方と）おしゃべりしかしていないよね、と言われるくらい環境があればいいなと思っています。

計画書について申し上げますと、まちづくり計画というのは難しい立場でありまして、いま、実際の復興の事業計画が並行して議論されている。そちらは個人の都合であるとか、専門的な制約があるとか、具体的なものによって内容が決められていきます。それを、復興まちづくり計画の計画書に全部書いておくのは、当然無理なので、どうしても、まちづくり計画はふわっとしたものにならざるを得ないですけども、結局残るのは、その実際の事業によって出来上がった街だと思っただけです。その現場で、議論する時に、方針として何を踏まえるのかということだけが、まちづくり計画に書いてあればいいので、ここで決まりきらなくてもいいと思っております。

一方、復興基本計画にまとめられたものですが、こちらはやはり熱海でこれだけのことが起きて、復興はどういう方針でやったのかということが、後世まで残るものだと私は思っていたので、当時、かなり強い意見も申し上げましたし、いろいろと具体的なお願いをして、まとめていただきました。基本計画が出来た時にもお伝えしましたが、なかなかいいものがまとまったと思っています。先ほども申し上げたように、基本計画に書いてあることがまちづくり計画で

緩くなっていくのは絶対まずいので、基本計画を絶対守ってください。まちづくり計画については、今書いてあることを絶対守るというよりも、むしろ事業として作られていくものが、後世に残りますので、そちらの方を優先というのが、実際作られるものが、一日も早く、そしてより良いものになる。その段階でまちづくり計画を見直してみたらちょっと違うものになっちゃったけど、これの方が良かったんじゃないかっていうふうになれば、まちづくり計画は役割を果たしたといえるので、そのように考えていただけるといいんじゃないかなと思います。感想ではございますけど、そのような計画にはなったかと思っています。以上でございます。

高橋委員長 高見副委員長ありがとうございました。高見先生、伊藤先生におかれましては、学識の委員として、それぞれご専門とされている分野の高いご見識に基づく、ご意見、ご助言を多数賜りました。心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

皆様におかれましては、2月の第1回から本日の第7回までの大変長い間でございましたが、会議の円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。これまでの委員会では、復興計画に対するご意見のみならず被災者の厳しい現状や伊豆山地域の実情を踏まえた様々な意見、要望がございました。検討委員会は、本日で終了となりますが、市当局においては、被災された方々や地域との対話の場をしっかりと設けて、そこでの意見を可能な限り尊重しながら、被災された方々が、一日も早く伊豆山に帰還できるよう、また、地域の方々が安心して生活できるよう引き続き被災された方の生活支援等、復興に全力で取り込むことを強く、強く求めたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

最後に齊藤市長に一言お願いしたいと思います。

齊藤市長 委員長、副委員長、委員の皆様におかれましては、2月の立ち上げから大変長い間、長時間でございましたが、復興の基本計画、そして復興のまちづくり計画、本当に様々な意見を賜り誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

今回をもちまして、復興計画の検討委員会は終了させていただくわけではありますが、計画は策定して終わりではありません。計画を今後ともしっかりとフォローしていく必要がございます。先ほど、事務局からご説明させていただいたとおり、計画の推進に当たっては、今後、被災された方、地域の方などで構成する組織体を新たに立ち上げて、復興計画の進捗状況のご報告や、計画見直しの際のご意見をお伺いするなどの体制を確立してまいります。

そして同時に被災された方々や地域の皆様との意見交換を引き続き行っていくことで、皆様が置かれている状況、地域の状況をしっかりと

把握し、復旧・復興施策に可能な限り反映をさせてまいりたいと考えています。

本市といたしましては、皆様が一日でも早く伊豆山に帰還することができるよう、市役所が一丸となって、被災された皆様のご支援と伊豆山の復旧復興に全力を尽くしてまいる所存でございます。改めまして委員の皆様、長い期間に渡るご審議に心から感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。

6. 閉会

高橋委員長

齊藤市長、ありがとうございました。

以上をもちまして、熱海市伊豆山復興計画検討委員会を閉会いたします。

皆様、長時間に渡り大変お疲れさまでした。ありがとうございました。